

船橋市指定管理者制度ガイドラインについて

令和8年4月16日(木)

企画財政部 行政経営課

目次

- 指定管理者制度とは 3
- 船橋市の公の施設における指定管理者制度の導入状況 5
- 船橋市指定管理者制度ガイドラインのこれまでの変遷 8
- 船橋市指定管理者制度ガイドラインの概要 10
- 船橋市指定管理者制度ガイドラインの直近の主な改正点 14

◆ 「指定管理者制度」とは

(地方自治法第244条の2第3項)

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

【制度の目的】 平成15年9月から開始

多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とする

(法改正当時の国通知による)

◆ 「指定管理者制度」と他の制度との違い

項目	業務委託	(旧)管理委託制度	指定管理者制度
受託者	制限なし	公共団体 公共的団体 1/2以上出資法人 に限定	<u>民間事業者を含む幅広い団体</u> (法人その他の団体)
施設の 使用許可を 含む管理	委託できない (自治体が実施)	委託できない (自治体が実施)	<u>あらかじめ条例で定め た事項について 指定管理者ができる</u>
使用料 (利用料)	自治体の収入	使用料:自治体の収入 利用料:管理受託者の 収入	使用料:自治体の収入 <u>利用料:指定管理者の 収入</u>
受託者 の決定	契約	受託者を規定する条例 の議決を経た上で契約	<u>議決</u> を経た上で指定 (行政処分)
期間の定め	契約内容による	契約内容による	<u>期間を定めて指定</u>

※管理委託制度は平成18年9月廃止

◆ 「指定管理者制度」の特徴

管理運営を一定程度、指定管理者の裁量に委ねることができる

使用許可を行う権限をもつ 利用料金制をとることができる
自主事業を行うことができる

この特徴を効果的なものとするために

- 専門的なノウハウを持った事業者を活用する
- 期間を定めて指定し、都度、更新の手続きを行う
- 業務評価を行う

これらによって

より質の高いサービスの提供と効率的な運営の実現を図る

◆ 船橋市の公の施設における指定管理者制度の導入状況

指定管理者制度導入施設数 72施設※（令和8年4月1日現在）

【内訳】

施設分類※	導入施設数※	例
レクリエーション・スポーツ施設	3施設	総合体育館、武道センター、北部清掃工場余熱利用施設
基盤施設	43施設	本町駐車場、アンデルセン公園、ふなばし三番瀬海浜公園、運動公園、法典公園、市営住宅(全38施設)
文教施設	8施設	勤労市民センター、市民ギャラリー、茶華道センター、一宮少年自然の家、図書館(中央、東、北の3館)、ふなばし三番瀬環境学習館
社会福祉施設	18施設	リハビリテーション病院、夜間休日急病診療所、地域活動支援センター、各老人福祉センター、特別養護老人ホーム朋松苑 など

※ 施設数および施設分類は、『公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査（総務省自治行政局）』の調査要領に基づく

◆ 船橋市の公の施設における指定管理者制度の導入時期と変遷

別添資料にてご確認ください

総務省の施設分類	施設名 (施設名の「船橋市」は省略)	H15.4	H16.4	H17.4	H18.4	H19.4	H20.4	H21.4	H22.4	H23.4	H24.4	H25.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	R.2	R.3	R.4	R.4.4	R.5.4	R.6.4	R.7.4	R.8.4	R.9.4	R10.4	R11.4	R12.4	R13.4	R14.4						
		▼H15.9 改正地方自治法施行 (指定管理者制度の創設) 管理委託制度からの移行期間																																				
ボシレ 1 コッ ンリ ブ・エ 設ス1	総合体育館																																					
	武道センター						5年					5年													5年				3年									
	北部清掃工場余熱利用施設																																					
基盤 施設	本町駐車場						5年					5年																										
	アンデルセン公園						5年					5年																										
	ふなばし三番瀬海浜公園						5年																															
	運動公園																																					
	法典公園																																					
文教 施設	市営住宅 (全38施設)																																					
	勤労市民センター						5年					5年																										
	市民ギャラリー						5年					5年																										
	茶華道センター						5年					5年																										
	中央図書館・東図書館・北図書館																																					
社会 福祉 施設	ふなばし三番瀬環境学習館																																					
	一宮少年自然の家																																					
	リハビリセンター																																					
	夜間休日急病診療所																																					
	地域活動支援センター																																					
	東老人福祉センター																																					
	中央老人福祉センター																																					
	北老人福祉センター																																					
	西老人福祉センター																																					
	南老人福祉センター																																					
	朋松苑デイサービスセンター																																					
	特別養護老人ホーム朋松苑																																					
	南老人デイサービスセンター																																					
	光風みどり園																																					
	身体障害者福祉ホーム若葉																																					
	障害者支援施設北総育成園																																					
	ケアハウス市立船橋長寿園																																					
リハビリテーション病院																																						
かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所																																						
さざんか特殊歯科診療所																																						
廃止 した 施設	夏見母子ホーム																																					
	西老人デイサービスセンター																																					
	三山老人デイサービスセンター																																					
	北老人デイサービスセンター																																					

◆ ガイドライン策定までの主な変遷

国の動き

平成15年9月 指定管理者制度の創設(地方自治法の改正)

平成17年4月
~平成18年4月 既に管理委託によって運営していた施設について指定管理者制度を導入

平成21年5月 指定管理者制度事務手続マニュアル策定

募集や選定、新たな導入における事務手続の流れを明確化

市の動き

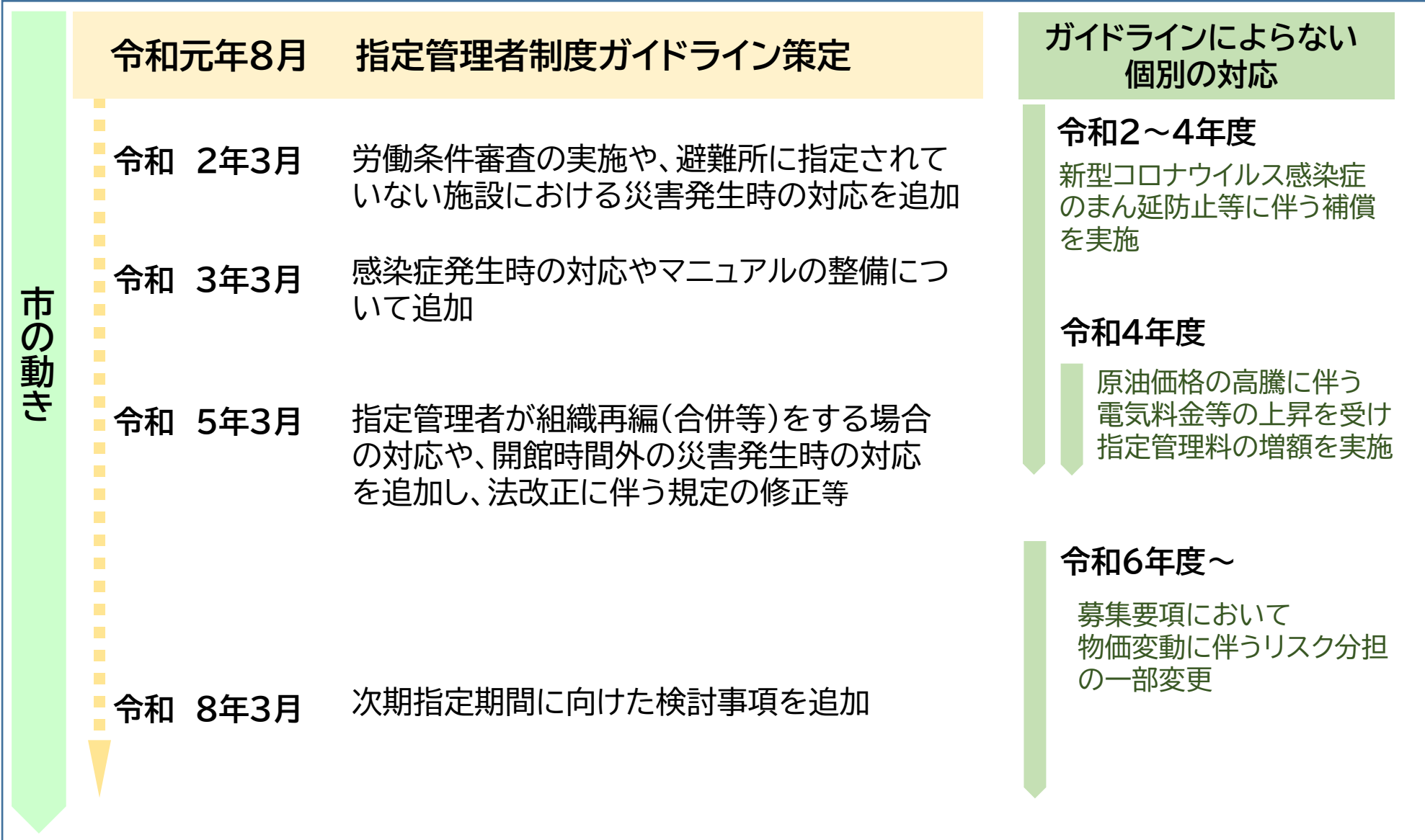
平成28年6月 指定期間を長期化できる場合や公募によらず選定できる場合の具体例を列記

指定期間を5年よりも長くする場合の中間評価の実施を規定

令和元年8月 指定管理者制度ガイドライン策定

「導入検討編」を新設し、制度導入や政策決定までの検討過程などを明確化
そのほか、第三者評価の実施などを追加

◆ ガイドライン策定後の主な変遷



◆ ガイドラインの構成



導入検討編

導入や更新の前における
考え方や検討方法

- 指定管理者制度の概要
- 制度の導入検討
- 事業の枠組みの検討
- サウンディング型市場調査

等



導入手続編

制度導入や更新の際の
標準的な事務手続き

- 条例の制定・改正
- 募集要項の作成
- 選定手続き
- 指定・協定書締結

等



運用編

指定管理者への指導・
監督の標準的な手法

- 運営管理の手法
- 業務評価
- 指定の取消

等

資料編

- 書式や記載の例

◆ ガイドライン—導入検討編—概要



制度導入や更新の前における考え方や検討方法

指定管理者制度の概要

指定管理者制度とは 業務委託との違い

指定管理者制度導入検討

施設のあり方 導入効果(市民サービス・コスト) 担い手

事業の枠組みの検討

担わせる業務・水準・利用料金制 指定期間 募集方法

サウンディング型市場調査

サウンディング型市場調査とは 実施目的 実施方法

留意事項

関係各課との協議・共有 政策決定

◆ ガイドライン—導入手続編—概要



制度導入や更新をする際の事務手続きについて標準的な方法

条例の制定・改正	指定管理者が行う業務 指定の手続き 利用料の基準
募集要項(案)の作成	指定管理料 費用負担 自主事業の考え方 公募・非公募 評価基準 スケジュールの策定
選定手続	選定委員の委嘱 選定委員会の開催 募集の手続き 審査・結果通知・公表の手続き
指定・協定締結	債務負担行為の設定 指定の議決 基本協定書の締結 予算執行の流れ・年次協定

◆ ガイドライン—運用編—概要



指定管理者への指導・監督の標準的な手法

運営管理の手法

業務の監督(事前の確認・承認)
品質管理(業務報告などの確認・調整会議)

業務評価の実施

内部評価(自己評価・所管課評価・指導)
第三者評価の実施方法

指定の取消し等

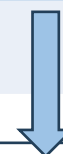
指定の取消と管理業務の一部停止
指定管理者が組織再編をする場合の対応

◆ ガイドライン—令和8年3月の主な改訂点

運用編に「次期指定期間に向けた検討」として、以下の内容等を追加

- ◆ 次期指定期間の指定管理者募集の際に、より良いサービスやこれまでに生じた課題に対する解決策などについての事業者提案を促すためには、現指定期間中から次期指定期間に向けた検討を行っておくことが重要。
- ◆ 指定期間を通じて当該施設の課題把握や他自治体の同種施設におけるサービス内容の調査を実施するなどし、募集要項や仕様書等の内容を検討。
- ◆ 次期指定期間に向けた検討にあたり、指定管理者制度を効果的・効率的に運用するうえで、特に重要と考えられる事項

募集条件	業務の仕様	募集方法
<ul style="list-style-type: none">● 指定期間● 使用料の改定	<ul style="list-style-type: none">● 指定管理業務● 自主事業の考え方● 提案事項	<ul style="list-style-type: none">● <u>公募・非公募</u>



◆ 非公募の対応事例

	非公募事由	施設
①	PFI方式もしくはPFI方式と同様の民間活力を導入する手法を採用している施設の選定事業者が、管理運営を含めて一体的に事業を行う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・北部清掃工場余熱利用施設
②	極めて高度の専門性を要することなどの事由により、将来（当該指定期間内）にわたり他の担い手が存在しないことが見込まれる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間休日急病診療所 ・かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所、さざんか特殊歯科診療所 ・アンデルセン公園
③	公の施設が民間施設と一体の建物に設置されている場合であって、当該民間施設の管理と一体的に公の施設を管理することが、施設の構造上又は効率性の観点から明らかに合理的である場合	<hr/> 令和7年度新規
④	施設利用者の処遇・援助を行う施設で、利用者等との高度の信頼関係の構築が求められ、現指定管理者が引き続き管理を行うことにより、安定した行政サービスの確保と事業効果が相当程度期待できる場合	(予定) <ul style="list-style-type: none"> ・北総育成園 <hr/> 令和8年度新規
⑤	施設の管理上緊急に指定管理者を指定する必要がある場合	

◆ ガイドラインの今後について

今後も

法や制度趣旨にそった原則を示しつつ

社会情勢の変化や、施設の特性・実情に応じた対応ができるよう

施設所管課の適切な検討を促し、具体化ができるよう協議を行い、

適宜ガイドラインへ反映していく